

広島県コンクリート診断士会

会 則

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、広島県コンクリート診断士会(以下「本会」という)と称する。

第2条 (事務局)

事務局を広島県広島市中区東千田町 2-3-26 福德技研ビル 3階 内に置く。

第2章 目的および活動

第3条 (目的)

本会は、コンクリート診断士制度の趣旨に基づき、診断士の技術力向上、社会的評価と地位の向上に貢献し、社会の発展や安全に寄与することを目的とする。

第4条 (活動)

本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) コンクリートの調査・診断・補修技術に関する情報の収集と会員への提供
- (2) 会員間の親睦、技術交流による技術の研鑽
- (3) コンクリート調査・診断・補修業務の支援
- (4) 緊急時のコンクリート調査・診断・補修の公共支援

第3章 会員

第5条 (会員)

(1) 正会員

本会の第3条の目的に賛同し、広島県および中国地方に勤務または居住し、コンクリート診断士の資格を有する者を正会員とする。

正会員は「広島県コンクリート診断士会・診断士」を名乗ることができる。

(2) 準会員

本会の第3条の目的に賛同し、広島県および中国地方に勤務または居住し、コンクリート診断士の資格を取得を目指す者を準会員とする。

(3) 賛助会員

本会の第3条の目的に賛同する団体とする。

第6条 (入会)

入会を希望する者、団体は、別に定める入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得るものとする。

第7条 (退会)

以下に該当する場合は退会とする。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) コンクリート診断士資格を喪失したとき
- (4) 理由なく会費を納めないとき
- (5) 除名されたとき

第4章 役員

第8条 (役員)

本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名(代表理事)
- (2) 副会長1名(副代表理事)

(3) 理事若干名(事務局長を含む)

(4) 監事1名

第9条 (役員を選任)

役員を選任は、次の通りとする。

(1) 会長は、役員会で選任し、総会にて承認する。

(2) 副会長は、会長が選任し、総会にて承認する。

(3) 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

第10条 (役員職務)

(1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長の承認によりその職務を代行できる。

(3) 理事(事務局長、監事を含む)は会長、副会長を補佐し、会の運営に携わる。

(4) 監事は会計を監査する。

第11条 (顧問・アドバイザー)

本会には顧問及びアドバイザーを置くことができる。

(1) 顧問は、学識経験者の中から役員会で推薦し、会長が委嘱する。

(2) アドバイザーは関係公共機関の中から役員会で推薦し、会長が委嘱する。

(3) 顧問・アドバイザーは本会に対し、必要な助言をすることができる。

第5章 総会および役員会

第12条 (総会および役員会)

総会は、役員、正会員、準会員ならびに賛助会員で構成し、次の事項を審議する。

(1) 事業報告および収支決算

(2) 事業計画および収支予算

(3) 会則の変更

(4) その他、本会の運営に関する重要な事項

役員会は、会の活動計画、会員の入退会など運営事項全般を議決する。

第13条 (開催)

(1) 総会は、毎年1回開催するものとし、その他必要ある場合に臨時総会を開催する。

(2) 役員会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

第6章 会計

第14条 (年会費)

年会費は次の通りとし、事業開始年度までに納めなければならない。

正会員 3,000円/年

準会員 3,000円/年

賛助会員 一口10,000円/年

第15条 (会計年度)

会計年度は、毎年4月1日より翌年の3月末日とする。

第7章 事務

第16条 (事務局)

本会の事務のために会長の下に事務局を置く。

事務局には、会則、役員名簿、会員名簿、事業計画書、事業報告書、収支予算書、収支決算書、財産目録等の書類を備えておく。

(付則)

1 本会則は令和3年6月18日から施行する。